（第６面）

運搬車両の写真

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | |  | | |
| 前面写真 | 写真の方向等について図示するのが望ましい。  注意事項  ・車両の前面（真正面）を撮影すること。  ・ナンバープレートが確認できること。 | | | |
| 側面写真 | 注意事項  ・車両の側面（真横）を撮影すること。  ・名称等の車体の表示が確認できること  既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。  車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 | | | |
|  | | 撮影 | 年　　月　　日 |